

屋外広告物の表示には、許可が必要です！



「まちの良好な景観の形成」と「公衆に対する危害防止」を図るため、ポスターや看板等の屋外広告物は、設置場所や大きさ等が規制されています。また、屋外広告物を表示するときは、原則として村長の許可を受ける必要があります。

【主な許可基準】

- ①「禁止地域(道路または鉄道の敷地境界から一定の範囲の区域、信号機の付近等)」に表示しないこと
- ②「禁止物件(街路樹、電柱、道路標識等)」に表示しないこと
- ③広告物の面積、高さ等が一定の基準(建物の壁面に表示する広告物の面積の合計は50平方メートル以下で、かつ、その壁面の面積の5分の1以下等)を満たしていること

【その他】

屋外広告物は、種類ごとに許可期間が定められています。許可期間の満了後も引き続き表示するためには、更新許可の手続きが必要です。※詳細は、茨城県公式ホームページに掲載の「屋外広告物のてびき」をご覧ください。

【問い合わせ】

都市政策課都市計画推進担当(☎282-1711 内線1243)

下水道マスコットキャラクター「スイスイ」



9月10日は「下水道の日」

下水道はみんなの財産です！
適切な維持管理にご協力ください！

下水道は、公衆衛生の向上や公共用水域の水質保全、浸水防除のため、私たちに必要な社会インフラの一つとして、日々の生活や社会経済活動を支える重要な役割を担っています。東海村では、平成元年度に下水道の使用を開始して以来、これまで約293キロメートルにおよぶ下水道管渠を整備し、普及率は91.4パーセントとなりました(令和3年度末現在)。現在、下水道事業は、村が経営する企業活動として住民の皆さんが納める使用料等と、国等の公費負担分を含めた事業収入によって経費を賄い、事業の継続と経営の健全化を進めながら、新たな管路整備のほか、管路点検・調査や予防保全管理、管路更生・耐震化、老朽化対策を計画的・効率的に実施し、必要な機能の持続に取り組んでいます。

【下水道を使用する皆さんへのお願い】

■異物を流さないでください

下水道管の詰まりや破損の原因となる異物は、絶対に流さないでください。

流してはいけない物▼▽水に溶けない紙(ティッシュペーパー、紙おむつ、生理用品等)▽家庭ごみ(ゴム、ビニール、プラスチック容器)▽布類(タオル、下着等)▽油脂類(食用油、機械油等)▽生ごみ(野菜の切りくず、残飯等)▽揮発物(アルコール、ガソリン、灯油等)▽その他のごみ、土砂等

油脂類が下水道に流されると、冷やされて固まり、汚水・し尿の流下不足や閉塞、マンホール内のポンプの機能低下・故障を招いてしまいます。油脂類を処分する際は、商品・製品等に記載の方法を守り、下水道に流さないでください。



■排水設備のお手入れをしましょう

宅地内の排水設備は、定期的に点検と清掃を行いましょう。また、飲食店や厨房施設に設置されてい

るグリーストラップ(排水に含まれる油脂や生ごみ等を取り除く装置)は、中にたまった油脂や残飯等を取り除き(毎日行うことが望ましい)、廃棄物として処理してください。

■下水道への雨水の流入解消にご協力をお願いします

東海村の下水道は、雨水と汚水(し尿および生活排水)を別々に処理する「分流式下水道」という方式で汚水を排除しています。【通常時】【破損時】しかし、下水道管・マンホールの経年劣化のほか、各家庭内の排水桝(右上写真参照)や汚水管などの破損により、雨水・地下水が流入してしまう場合があります。この量が多いほど、下水道施設にかかる負担は大きくなり、処理費用の増加や、下水道施設(管路・ポンプ・処理設備等)の機能低下等を招いてしまいます。皆さんの家庭でも、排水状況等を確認し、経年劣化・破損等がある場合には、随時、排水桝の交換等の対応をお願いします。



■問い合わせ

下水道課管理・業務担当(☎282-1711 内線1193)